



◆ 院外処方せんについて

当院では、医薬分業*の促進を目的として、外来処方原則として院外処方せんとしております。院外処方せんの有効期間は、発行日を含め4日間となりますので、必ず4日間以内に調剤薬局へ提出し、お薬の交付を受けてください（処方せんの有効期間は、院外処方せん右上の付帯事項欄に記載しています）。

※医薬分業とは…医師が診察に専念し、薬は保険薬局の薬剤師が調剤する制度を医薬分業といいます。

◆ 院外処方せんの様式について

当院では、平成26年12月より院外処方箋の様式を変更し、処方せんに医薬品の適正使用の観点から必要な13項目の検査値を表示する運用を開始しました。また、平成29年1月より、A4版タテ→A4版ヨコへレイアウトを変更し、現在は、処方箋記載内容を左半分に、付帯事項を右半分に記載しております。医薬品の中には、患者さんの身長や体重、腎臓や肝臓の状態に応じて飲む量が決定されるものや、お薬を飲むことで臨床検査値に異常を示すものもあり、付帯事項には、患者さんに適切なお薬の量が処方されているかどうか、また副作用が起こっていないかどうかについて、保険薬局でも確実に確認いただくための情報（直近の身長や体重、検査値情報等）が記載されています。付帯事項の開示を希望されない場合、左半分（処方箋記載内容）のみ保険薬局へ提出いただくことも可能ですが、保険薬局での正確な調剤のため、極力そのままご提出いただきますよう、ご協力のほど、よろしくお願い致します。

◆ かかりつけ薬局をつくりましょう

処方せんを持っていく保険薬局は、患者さんが自由に選択することができます。自宅の近く、安心して相談できるなど視点から「かかりつけ薬局」を決めておくことで、開業医を含め複数の医療機関にかかった場合でも、処方されたお薬について、お薬の重複や飲み合わせなどをチェックすることができます。

